

平成 21 年草加市議会 6 月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 45 号議案 平成 21 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 46 号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 号議案 草加市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 号議案 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 号議案 （仮称）草加市障がい者ケアホーム等建設工事請負契約の締結について
- 第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 54 号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 55 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 56 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 57 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 58 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 59 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 60 号議案 （仮称）綾瀬川左岸防災公園（1 期）建設工事請負契約の締結について

【報告】

- 第 6 号報告 専決処分の報告について
- 第 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 9 号報告 平成 20 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 10 号報告 平成 20 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 11 号報告 平成 20 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 12 号報告 平成 20 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 13 号報告 平成 20 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 第14号報告 平成20事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第15号報告 平成20年度財団法人草加市みどりの協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第16号報告 平成20年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第17号報告 平成20年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

【請願】

- 請願第 1号 農地法の「改正」に反対する請願

議案

第45号議案 平成21年度草加市一般会計補正予算(第2号)

平成21年度草加市一般会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 41,821千円

補正後の歳入・歳出予算額 63,115,075千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容
12 使用料及び手数料	873	① 長期優良住宅認定申請手数料
17 繰入金	40,948	・ 財政調整基金繰入金
合計	41,821	

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容
2 総務費	3,500	・ 資源・エネルギー有効活用推進事業
3 民生費	10,000	・ 心身障害者地域デイケア施設事業
4 衛生費	24,000	・ 一般廃棄物中間処理総合施設整備事業
8 土木費	4,321	① 住宅マスタープラン推進事業 821 ・ 新田駅東口地区市街地整備事業 3,500 ・ 人件費(住宅管理)【財源振替】
合計	41,821	

・継続費(変更)

一般廃棄物中間処理総合施設整備事業

総額変更		1,922,550千円	⇒	1,942,550千円
年割額変更	平成18年度	0千円	⇒	変更なし
	平成19年度	97,337千円	⇒	変更なし
	平成20年度	537,756千円	⇒	変更なし
	平成21年度	1,287,457千円	⇒	1,307,457千円

第46号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公職選挙法の一部改正に伴い、市長選挙における選挙運動用ビラ作成の公営制度を導入するとともに、選挙運動用ポスター作成の公営について、限度枚数を改めるものです。

2 内容

(1) 選挙運動用ビラ作成の公営について

公職選挙法の改正に伴い、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、市長選挙において候補者の選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担とする制度を導入します。

ア 作成単価 1枚当たり7円30銭（公職選挙法施行令第109条の8）

イ 選挙運動に使用できるビラの頒布枚数 16,000枚（選挙管理委員会に届け出のあった2種類以内のものに限る。）（公職選挙法第142条第1項第6号）

ウ 上限額 16,000枚×7円30銭＝116,800円

(2) 選挙運動用ポスター作成の限度枚数の改正について

本市における選挙実態を勘案し、選挙運動用ポスターの作成枚数を改めます。

[現行]	[改正後]
○限度枚数 ポスター掲示場数の2倍の枚数	○限度枚数 ポスター掲示場数の1.2倍の枚数
○草加市の掲示場数 356か所	○草加市の掲示場数 356カ所
○草加市の限度枚数 712枚	○草加市の限度枚数 427枚

3 施行期日

公布の日

第47号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

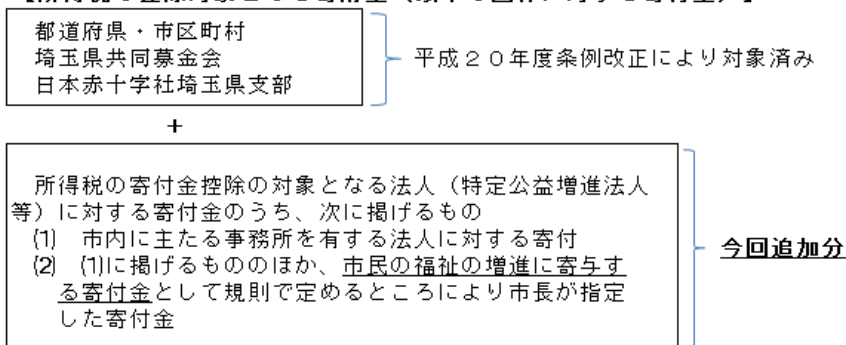
1 目的

市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、個人市民税の寄附金税額控除の適用対象の追加を行うとともに、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の創設、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設、優良住宅地造成等のための土地等の長期譲渡所得に係る軽減措置の延長、上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率の適用期間延長等及び長期優良住宅に対する固定資産税の減額並びに条文の所要の整備を行うものです。

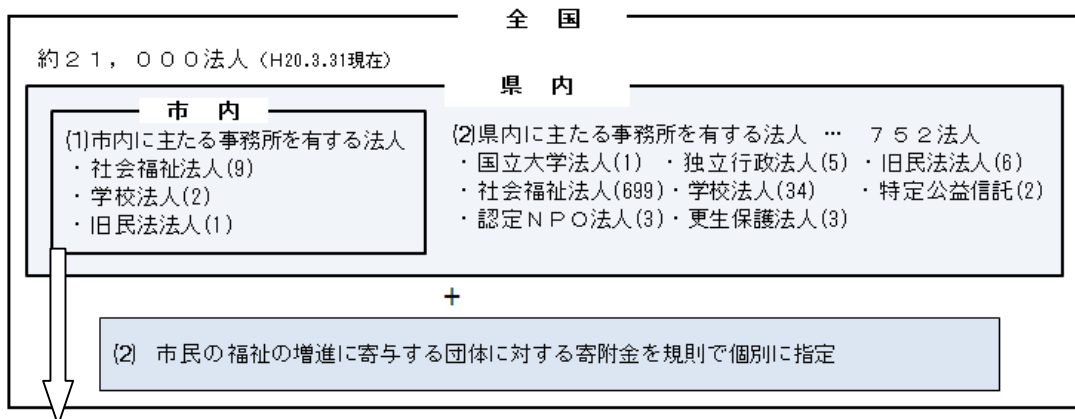
2 内 容

(1) 寄附金税額控除の適用対象の追加

【所得税の控除対象となる寄附金（以下の団体に対する寄附金）】



【特定公益増進法人等】



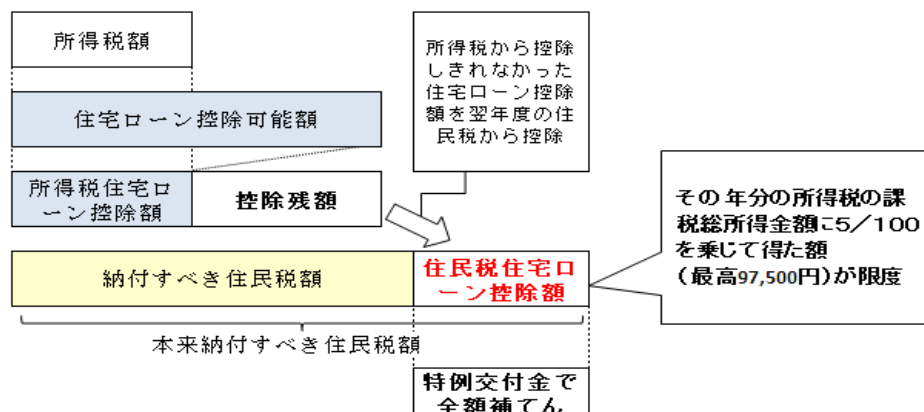
1 財団法人	関育英奨学会	7 社会福祉法人	草加福祉会
2 社会福祉法人	草加市社会福祉事業団	8 社会福祉法人	草加松原会
3 社会福祉法人	草加市社会福祉協議会	9 社会福祉法人	光陽会
4 社会福祉法人	青樹会	10 社会福祉法人	顕栄会
5 社会福祉法人	草加会	11 学校法人	美濃部学園
6 社会福祉法人	草加こだま会	12 学校法人	獨協学園

(2) 住宅借入金等特別税額控除の創設

対象者 平成21年～平成25年に住宅に入居した者

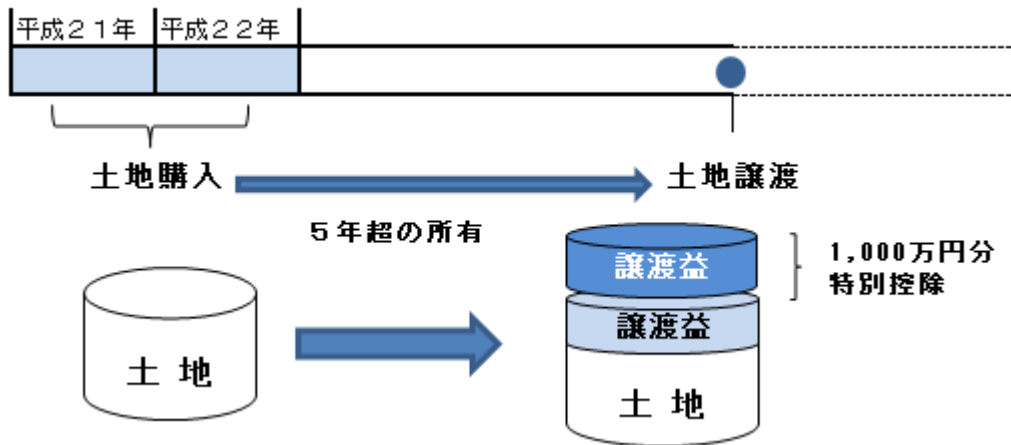
控除期間 平成22年度～平成35年度

※ 控除に伴う歳入減は、減収補てん特例交付金により全額補てん



(3) 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間に土地等を取得した個人が、これを5年以上の期間所有した後に譲渡した場合における当該土地に係る長期譲渡所得額から1,000万円を控除するものです。



(4) 優良住宅地造成等のための土地等の長期譲渡所得に係る軽減措置の延長

優良住宅地造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の軽減税率の特例措置を5年間延長します。

(5) 上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率の適用期間延長等

上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率3%（市民税1.8%・県民税1.2%）の特例措置の適用を1年延長（平成23年まで）するとともに、これまで設定されていた特例措置の適用制限（譲渡所得は500万円以下の部分、配当所得は100万円以下の部分）を廃止します。

	現行の税率	改正後の税率
~H20.12	10%（住民税3%、所得税7%）	10%（住民税3%、所得税7%）
H21	【原則】 …… 20% （住民税5%、所得税15%）	10% （住民税3%、所得税7%）
	【特例措置】	
H22	●上場株式等の譲渡益 …… 10% （500万円以下の部分）（住民税3%、所得税7%）	
	●上場株式等の配当 …… 10% （100万円以下の部分）（住民税3%、所得税7%）	
H23	20%	
H24.1~	（住民税5%、所得税15%）	20%（住民税5%、所得税15%）

(6) 長期優良住宅に対する固定資産税の減額

平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅のうち長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良住宅に対し、固定資産税の減額措置を実施するものです。

減額範囲	一戸当たりの居住部分に係る床面積120㎡相当分まで	
減額割合	家屋の固定資産税額の1/2	
減額期間	3階以上の耐火住宅	新築後7年間
	一般の住宅（上記以外）	新築後5年間

3 施行期日

(1) 寄附金税額控除の適用対象の追加

… 平成22年4月1日(平成21年1月1日以降に支払った寄附金から適用)

(2) 住宅借入金等特別税額控除 … 平成22年1月1日

(3) 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 … 平成22年4月1日

(4) 優良住宅地造成等のための土地等の長期譲渡所得に係る軽減措置の延長

… 平成22年4月1日

(5) 上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率の適用期間延長等

… 公布の日（平成22年1月1日から適用）

(6) 長期優良住宅に対する固定資産税の減額 … 公布の日

第48号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い、認定申請に対する事務手数料を定めるものです。

2 内容

長期優良住宅の認定審査に要する費用相当額を新たに次のように手数料として加えます。

① 認定申請のみ申請する場合

住宅の種類・床面積		技術的審査の適合証あり(円)	技術的審査の適合証なし(円)
一戸建ての住宅(面積区分なし)		6,000	57,000
共同住宅等 (共同住宅等は右の額を申請戸数で除した額が一戸の手数料(100円未満は切り捨て)となる。)	500㎡以内	13,000	127,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	24,000	200,000
	1,000㎡を超え2,500㎡以内	35,000	389,000
	2,500㎡を超え5,000㎡以内	65,000	692,000
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	112,000	1,185,000
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	185,000	2,187,000
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	228,000	3,123,000
	30,000㎡超え	243,000	3,824,000

+

② 建築基準関係規定適合審査を申し出る場合

建築物の床面積	(円)
30㎡以内	5,000
30㎡を超え100㎡以内	9,000
100㎡を超え200㎡以内	14,000
200㎡を超え500㎡以内	19,000
500㎡を超え1,000㎡以内	34,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	48,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	140,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	240,000
50,000㎡超え	460,000

+

③ 建築基準関係規定適合審査を申し出た建築物が、構造計算適合性判定を要する場合

建築物の床面積	(円)
大臣認定プログラムを使用しない場合	
1,000㎡以内	166,800
1,000㎡を超え2,000㎡以内	222,450
2,000㎡を超え10,000㎡以内	255,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	336,900
50,000㎡超え	619,350
大臣認定プログラムを使用する場合	
1,000㎡以内	115,350
1,000㎡を超え2,000㎡以内	143,700
2,000㎡を超え10,000㎡以内	157,350
10,000㎡を超え50,000㎡以内	199,350
50,000㎡超え	337,950

④ 計画変更の場合

住宅の種類、面積に応じ、①の手数料に1/2を乗じた額。建築確認関係適合審査を申し出る場合及びその場合で構造計算適合性判定を要する場合は、計画変更に係る床面積に応じ、②及び③の手数料を加えます。

参考 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律において規定しています。)

(1) **認定基準**

- ・ 一定以上の住宅の性能 (耐久性、耐震性、可変性、バリアフリー性及び省エネ性等)
- ・ 良好な居住環境への配慮 (良好な景観、居住水準)
- ・ 維持保全に関する計画の作成 (定期的点検・補修等に関する計画の策定)

(2) **認定を受けた市民のメリット**

		一般住宅	長期優良住宅
●登録免許税	①保存登記 ②移転登記 ③抵当権設定登記	① 1.5 / 1000 ② 3 / 1000 ③ 1 / 1000	① 1 / 1000 ② 1 / 1000 ③ 1 / 1000
●不動産取得税		1,200万円控除	1,300万円控除
●固定資産税	戸建て	【期間】 1～3年 【軽減】 1/2	【期間】 1～5年 【軽減】 1/2
	マンション	【期間】 1～5年 【軽減】 1/2	【期間】 1～7年 【軽減】 1/2

●住宅ローン減税制度の特典

【現行制度】

控除対象借入限度額	2,000万円	
控除期間	10年 } 選択制 15年 }	
控除率	【10年の場合】 ・1～6年目 1.0% ・7～10年目 0.5%	【15年の場合】 ・1～10年目 0.8% ・11～15年目 0.4%
最大控除	160万円	



【一般住宅】	【長期優良住宅】
5,000万円	5,000万円
10年	10年
1.0%	H21～H23居住 1.2%
	H24・H25居住 1.0%
500万円	600万円

3 施行期日
公布の日

第49号議案 草加市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

児童福祉法の一部改正に伴い、医療費助成金の支給対象者から小規模住居型児童養育事業者に委託された者を除くとともに、条文の所要の整備を行います。

2 内容

(1) 児童福祉法の一部改正に伴う改正

要保護児童の養育に対し新たに設けられた小規模住居型児童養育事業に委託された者について、次の条例において規定される医療費助成金支給対象者から除きます。

ア 草加市こども医療費支給に関する条例

イ 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

ウ 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

(2) 条文の所要の整備

ア 草加市こども医療費支給に関する条例

就学義務猶予による医療費受給期間の延長措置に係る適用対象の整備を行います。

イ 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

重度心身障害者の定義の明確化を図ります。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 草加市こども医療支給に関する条例改正の経過措置

施行日前に現に医療費受給者証を有する者のうち、病弱、発育不全等精神的、身体的理由以外の理由により就学義務猶予を受けているもので、新条例施行により医療費受給期間の延長が認められないこととなった場合においても、施行日から平成22年3月31日までに限り、引き続き医療費受給期間の延長措置を受けることとします。

第50号議案 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

草加都市計画下水道事業の進捗よくに伴い、受益者負担金の新たな負担区を設定するものです。

2 内容

(1) 名称 第12負担区

(2) 区域 花栗二丁目、西町、柳島町の各一部及び苗塚町
金明町、清門町、長栄町の各一部

(3) 面積 負担区面積 1,534,409.62㎡

賦課対象面積 1,333,759.80㎡

※賦課対象外面積(200,649.82㎡)は、道・水路及び公園の面積

(4) 単位負担金額 740円

3 施行期日

平成22年4月1日

第51号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

離職退去者について、市営住宅に優先入居できる者として明確に位置付けるとともに、求職活動中における居住安定確保に必要な入居期間の設定を行うものです。

2 内容

(1) 対象者 条例第9条第2項により優先入居できる者

【現行】

20歳未満の子を扶養している寡婦
老人
心身障害者

市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

離職退去者

市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

(2) 入居期間

1年以内の範囲で定める期間とします。ただし、特段の事情がある場合は、入居期間の満了日から更に1年を超えない期間内で延長を認めることとします。

3 施行期日

公布の日

第52号議案 (仮称) 草加市障がい者ケアホーム等建設工事請負契約の締結について

1 目的

主に重度の知的障がい者が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、介護や支援を行う共同生活居住の場を整備するため、本建設工事を施工する必要性があり、その請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法 一般競争入札

3 契約の金額 324,448,920円

4 契約の相手方 立川ハウス工業株式会社埼玉営業所

5 工事概要

障がい者ケアホーム等建設工事一式

A棟【軽量鉄骨造2階建、延面積413.21㎡】

B棟【軽量鉄骨造2階建、延面積413.21㎡】

事務棟+C棟【事務棟 軽量鉄骨造平屋建、C棟 軽量鉄骨造2階建、
延面積698.90㎡】

6 工期 本契約締結の日から平成22年3月26日まで

7 入札 公告年月日 平成21年4月16日

入札日時 平成21年5月14日 午前11時

第53号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員田中幸雄氏は、平成21年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第54号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

斉藤春樹固定資産評価員から平成21年5月27日付けで辞任の申出があったので、新たに資産税課長の職にある中村洋一を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第55号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員谷古宇孝氏は、平成21年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第56号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員富岡綾子氏は、平成21年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第57号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員佐々木新一氏は、平成21年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第58号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、平成21年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第59号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

平成21年6月30日をもって任期満了となる不当要求行為等・公益通報委員会委員の後任として、新たに不当要求行為等・公益通報委員会委員に菅沼博文氏を委嘱したいので、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第60号議案 (仮称)綾瀬川左岸防災公園(1期)建設工事請負契約の締結について

1 目的

綾瀬川左岸広場を、防災機能を有する都市公園として整備するため、本工事を施工するものです。

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 155,925,000円

4 契約の相手方 内田緑化興業・斉藤興業特定建設工事共同企業体

5 工事概要

施設撤去工一式、敷地造成工一式、植栽工一式、移植工一式、給水工一式、建築施設組立設置工一式等

6 工期 本契約締結の日から平成22年3月25日まで

7 入札

公告年月日 平成21年5月15日

入札日時 平成21年6月2日 午前10時

報 告

第 6 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成20年4月18日午前10時ごろ、廃棄物資源課の職員が公務のため塵芥車で市道10218号線を走行中、対向車を避けた際、草加市新善町472番地6のブロック塀に接触し、ブロック塀を損傷させたものです。

2 損害賠償の額

73,500円

3 専決処分日

平成21年3月26日

第 7 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成20年5月14日午前10時ごろ、廃棄物資源課の職員が公務のため塵芥車を市道106333号線に停車させる際、草加市花栗四丁目9番26号のブロック塀に接触し、ブロック塀を損傷させたものです。

2 損害賠償の額

83,895円

3 専決処分日

平成21年3月26日

第 8 号報告 専決処分の報告について

1 事案の概要

平成19年度に実施した草加市高年者福祉センターふれあいの里屋上手すり修繕の支払について、契約書で定める支払期限より82日間遅延したことにより、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に基づき、当該修繕の契約相手方に対し、遅延利息を損害賠償として支払うものです。

2 損害賠償の額

5,400円

3 専決処分日

平成21年3月26日

第 9 号報告 平成20年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 10 号報告 平成20年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 11 号報告 平成20年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 12 号報告 平成20年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 第13号報告 平成20年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第14号報告 平成20事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第15号報告 平成20年度財団法人草加市みどりの協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第16号報告 平成20年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第17号報告 平成20年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について